路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	にかほ市平沢字家妻五二番二から同市平沢字上町田一六番一〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月二十八日

○東北地方整備局告示第二百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十八日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
多賀城市八幡一丁目三〇番二から同市八幡一丁目三四番まで	前	二一・九五～二二・〇二メートル	〇・〇六〇キロメートル
	後	二一・九五～二三・六四メートル	〇・〇六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十八日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	多賀城市八幡一丁目三〇番二から同市八幡一丁目三四番まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月二十八日

○関東地方整備局告示第四百十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十八日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
茂原市国府関字番場八三九番二から同市国府関字殿谷六一二番一まで	前	二五・五九～一二六・四一メートル	〇・八二〇キロメートル
	後	四〇・〇八～二〇二・五四メートル	〇・八二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第四百十三号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十七年十二月十七日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十七年十二月二十八日　関東地方整備局長　石川　雄一

認定更新番号表　（平成27年12月17日）

製造業者名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
水環境浄化事業協同組合 代表理事　菅原　元彦		
UUS　I－6型	3－10－1E－001	3－15K－1E－001
〃　I－8型	〃　－1	〃　－1
〃　I－10型	〃　－2	〃　－2

○北陸地方整備局告示第四百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十八日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号及び三百五十三号	南魚沼郡湯沢町大字神立字薬師堂二五二三番二から同町大字神立字薬師堂九八二番一まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月二十八日

○北陸地方整備局告示第四百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十八日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号	新潟県東蒲原郡阿賀町花立字家ノ下一七〇番一から花立字家ノ裏沢一八四番から同町	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月二十八日

○九州地方整備局告示第百六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十八日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号及び二百十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇城市松橋町両仲間字白毛熊九八番七から同市松橋町両仲間字鳥嶋四五七番一まで	前	一六・四一～四七・三九メートル	〇・〇四〇キロメートル
	後	一二・三七～四七・三九メートル	〇・〇四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十八日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号及び二百十九号	宇城市松橋町豊福字白毛熊一六八三番一から同市松橋町豊福字心吉一六八一番一まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月二十八日

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　二八〇円（本体二六〇円）　（配送料別）